

第233回珠算検定試験実施要項

熊谷商工会議所

1. 日 時 2025年2月9日(日)

1・2・3級 午前 9時00分

4・5・6級 午前10時00分

※時間に変更となる場合があります。【**受験票に記載している時間が開始時間となります。**】

2. 場 所 熊谷市立商工会館（熊谷市宮町 2-39 TEL521-4600）

※**駐車場** 熊谷市役所駐車場

（公共施設の為、空スペースが少ない場合がありますのでご注意ください。）

3. 申込方法 窓口申込み

※所定の申込用紙に記入してください。

※電話・FAX・郵送による申込は受け付けません。

4. 申込期間 12月16日(月)～12月27日(金)【平日9時～17時まで】

5. 受験料 1級—2,800円(税込) 2級—2,000円(税込) 3級—1,800円(税込)

4級—1,200円(税込) 5級—1,200円(税込) 6級—1,200円(税込)

6. 種目及程度 珠算能力検定試験規則による。

7. 合格点 1級から3級までは300点満点で240点以上、

4級から6級までは300点満点で210点以上をもって合格とします。

8. 受験票 受験票は、1月15日(水)以降に交付します。

※希望者のみ郵送(郵送代110円)します。

9. 発表 2月14日(金)以降、熊谷商工会議所ホームページに掲示します。

なお、希望者のみ成績表を郵送(郵送代110円)します。

10. 証書授与 3月12日(水)以降、当所にて交付します。

11. 表彰 日本商工会議所より1級の各種目に満点合格したものは、これを表彰する。

12. 注意事項 ※**受験者の同意事項について**

「受験者への連絡・注意事項」(珠算)を読み同意の上、お申し込み下さい。

※**身分証明証の持参について**

試験当日に「受験票」、氏名・生年月日・顔写真の確認できる「身分証明書」

(学生証・運転免許証・パスポート・社員証など)を必ず持参して下さい。

ただし、小学生以下の方につきましては「身分証明書」は必要ありません。

※**答えの書き方について注意**

①4・5・6級の答えに「，」をつけなくても無効としない。

②消しゴムは「使用禁止」とする。

③答を書き直す場合は、「**答えの全部を横線で消して書き直す。**」

※不明の点は、熊谷商工会議所(048-521-4600)へお問い合わせ下さい。

「受験者への連絡・注意事項」（珠算）

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。（小学生以下の方は必要なし）

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・試験委員の指示に従わない者
- ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
- ・試験問題等を複写する者
- ・答案用紙を持ち出す者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・その他の不正行為を行う者

※なお、厳正公正な施行のため、試験中に試験委員がお声がけすることがありますので、予めご了承ください（受験者の本人確認を含みます）。

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●情報端末の使用禁止

試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。

●試験後の禁止事項

試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の発行

- ・合格証書の内容については申込書に記載並びに登録していただいた内容が反映されます。
- ・合格証書の再発行はできません。必要に応じて**合格証明書（有料）**を発行いたします。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●著作権について

試験問題等の著作権は、日本商工会議所に帰属します。